

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和7年12月19日

所得税・村県民税の申告相談について

令和7年分の所得税・村県民税の申告相談を、次のとおり実施いたします。

日時 令和8年2月16日（月）～3月16日（月）

場所 役場旧庁舎1階第4会議室（産業振興課側玄関から入って右側）

※詳細については広報おおがた2月号でお知らせいたします。

〈大切なお知らせ〉

今回の申告相談から青色申告と消費税については
役場での受付を行いません

青色申告・消費税の申告を予定されている方は、大潟村青色申告会の会場や秋田北税務署の合同申告会場などで申告相談を行うか、自宅でパソコンやスマートフォンによる電子申告を行うようお願いします（白色申告は従来どおり役場で申告相談を行います）。

青色申告については、以前から大潟村青色申告会会場での相談をお願いしていたところです。今回から徹底する形となります。電子申告の推進と行政の効率化のため、ご理解とご協力をお願いします。

税務署では自宅でできる電子申告（e-TAX）への移行を強く推進しており、合同申告会場では電子申告の支援を行っています。電子申告は、自宅から期間中24時間利用でき、申告会場へ行く必要がありません。また、青色申告は10万円の上乗せ控除がありますので、ぜひ取り組んでみてください。

詳細は二次元コードをご確認ください。



e-TAXについては
こちら



その他確定申告に関する
情報はこちら

お問い合わせは

大潟村役場 税務会計課 TEL. 0185-45-2113 FAX. 0185-45-2162

裏面もご覧ください

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和7年12月19日

◆滅失家屋はございませんか？

○家屋（住宅、車庫等）の全部又は一部を取り壊した場合には、課税対象から除くための手続きが必要となります。固定資産税の課税基準日（1月1日）前に抹消手続きをしていただくようお願いします。

①登記されている家屋を取り壊した場合

法務局へ建物滅失登記申請書を提出してください。法務局から役場税務会計課に通知が届き、それに従って処理を行います。

②登記されていない建物を取り壊した場合

役場税務会計課へご連絡いただき滅失届の提出をお願いいたします。現地を確認し、固定資産台帳から抹消します。

◆家屋調査にご協力をお願いします

○村では固定資産税の課税対象となる家屋の評価額を算定するため、税務会計課職員がお伺いし、家屋の調査を行っております。未登記の場合を含め、建設する場合などはご連絡をお願いします。

お問い合わせは

大潟村役場 税務会計課 税務班 TEL. 0185-45-2113 FAX. 0185-45-2162

裏面もご覧ください